

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

枕崎市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 枕崎市区域

(1) 現況

本市は、温暖な気候や整備された優良な農地を活用して、地場産業である焼酎の原料の甘しょや実えんどう，そらまめ，人参，かぼちゃ，きゃべつ，茶，果樹，花き等の栽培が行われている。中でも，「たんかん」は，かごしまブランドの指定産地で「かごしまの農林水産物認証制度」の認証を受けている。また，小規模ながら水田地帯で米も生産されている。

今後とも、農業振興を図るため、農地や農道・水路等の農業用施設，農村環境を地域共同活動により適切に保全管理することが必要である。また、一部においては急傾斜地域でも畑作経営が行なわれており、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行なうことが必要となっている。さらに、安心・安全な作物の安定生産を図ると共に、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を図ることが必要となっている。

このため、地域共同活動の推進により生産活動の継続と多面的機能の維持・発揮を図る必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金）により、農地や農業用施設，農村環境の保全を促進するとともに、法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金）により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、法第3条第3項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金）により、環境と調和した農業の推進に取り組むことを通じて、農業・農村の多面的機能の発揮の促進を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

| | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
|---|-----------|-------------------------------------|
| ① | 枕崎市区域 | 法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業 |

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1) 推進組織への参画

基本方針に定める、県及び市町村、農業団体等の多様な主体が参画して、地域の実情を踏まえた支援を行う推進組織に参画する。

(2) 法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金）に関する事項 ア 対象地域及び対象農用地

(ア) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のaの指定地域のうちbの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であつて、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であつても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

a 対象地域

半島振興法による半島地域（市全域）

b 対象農用地

(a) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回つても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(b) 自然条件により小区画・不整形な田

(c) 市長の判断によるもの

緩傾斜農用地（勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地、採草放牧地で8度以上15度未満である農用地）

イ 集落協定の共通事項

(ア) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という。）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

a 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手等が賃借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合等が草刈り、泥上げ等を行う。

b 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、水路・農道等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

(イ) 農業生産活動として取り組むべき事項

a 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項について記載する。

なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取組を選択して行うこととする。

b 集落協定及び個別協定は平成 28 年度以降に締結することも可能とする。

(ウ) 集落マスタープラン

a 集落協定の将来像の明確化

集落の実情を踏まえ、集落協定の参加者の総意の下に、当該協定が目指す農業生産活動等の体制整備に向けた 10～15 年後の目標を明確に記載することとする。

b 具体的活動計画

アにより定めた目標を実現するために、協定認定年度から 5 年間の具体的な活動計画を記載することとする。

(エ) 農業生産活動等の体制整備を図るための取組みとして活動すべき事項（中山間地域等直接支払交付金実施要領第 6 の 3 の (2) のアの単価（以下「通常単価」という。）を交付する協定にあつては必須事項であり、(ウ)「集落マスタープラン」の内容と整合をとること。）

a 農用地等保全マップの作成

将来にわたって適正に協定農用地を保全していくため、以下に例示される事項について定めた図面を協定認定年度に作成し活動を実践することとする。

- ① 農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置
- ② 既耕作放棄地の復旧又は林地化を実施する範囲

- ③ 農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲
- ④ 自己施工の箇所、整備内容、受益する農地の範囲及び面積（A要件「農業生産条件の強化」を選択した場合に記載）
- ⑤ 農地の保全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地の範囲及び面積（A要件「多様な担い手の確保」を選択した場合に記載）
- ⑥ その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲

b 次の(a)、(b)又は(c)のいずれかを選択する。

(a) 以下の要件の①～⑤のうちから2つ以上を選択して、その活動項目における現況及び平成31年度までに達成する目標を定める。

- ① 機械・農作業共同化
- ② 高付加価値型農業
- ③ 農業生産条件の強化
- ④ 担い手への農地集積
- ⑤ 担い手への農作業の委託

(b) 集落協定参加者に、女性、若者、NPO等を新たに加え、以下の要件の①～③のうちから1つ以上を選択して、その活動項目における現況及び平成31年度までに達成する目標を定める。

- ① 新規就農者等による農業生産
- ② 農産物の加工・販売
- ③ 消費・出資の呼び込み

(c) 協定農用地について農業生産活動を継続し得る体制を構築し、集落協定に位置付ける。

(オ) 加算措置適用のために取り組むべき事項

a 本制度の実施集落が他の集落と連携して新たな集落協定を締結し、新たな人材を確保しつつ、農業生産活動等を維持するための体制づくりを支援する。

b 小規模・高齢化集落支援加算については、平成31年度までに、小規模・高齢化集落内の対象農用地を含めて協定を締結した場合に、当該小規模・高齢化集落の対象農用地面積に応じて加算する。

c 超急傾斜農地保全管理加算については、集落協定又は個別協定の協定農用地の超急傾斜農地(勾配が田で1/10以上、畑で20度以上)のうち、その保全や有効活用に関する活動等に取り組む集落を支援する。

(カ) 食料自給率の向上に資するよう規定される米・麦・大豆・草地畜産等に関する生産目標集落協定において、主に生産している作物等の作付面積の目標を数値で記載する。

(キ) 集落協定等の公表

市長は、集落協定を認定した場合には、その概要を公表する。また、市は、毎年、集落協定の締結状況、各集落等に対する交付金の交付状況、協定による農用地の維持・管理等の実施状況、生産性向上、担い手定着等の目標として掲げている内容及び当該目標への取組状況等直接支払いの実施状況を公表する。

(ク) 農業委員会の役割

農業委員会は農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行い、集落協定が円滑に締結されるよう努める。また、担い手の育成・定着を通じて持続的な農業生産の確保が図られるよう、農地基本台帳等の情報を活用し、新しい借手の発掘等の積極的な活動に努める。

(ケ) 農業振興地域整備計画との整合性

農業振興地域整備計画と整合性が図られるよう努める。農業の振興を図るため農用地の保全等を図る必要がある場合には、農業振興地域整備計画を見直す。

ウ 個別協定の共通事項

(ア) 実施要領第4の2の(1)から(5)までのいずれかの基準をみたす農用地において、認定農業者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合及び生産組織等（以下「認定農業者等」という。）が、農用地の権限を有する者との間において利用権の設定等又は同一生産工程における基幹的農作業（田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の農作業）の受委託について次のaからfまでの事項を規定する（ただし、カについては加算措置の適用を受ける場合のみ必須事項）。

- a 協定の対象となる農用地
- b 設定権利等の種類
- c 設定権利者、委託者名（出し手）
- d 設定権利等の契約年月日、契約期間
- e 交付金の使用方法
- f 加算措置適用のために取り組むべき事項

(イ) 本市の認定農業者等が一団の農用地すべてを耕作する場合及び3ha以上の経営規模を有している場合（農業従事者一人当たりの所得が鹿児島県の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合は除く。）で、実施要領第6の2の(1)のアの(ウ)で定める農業生産活動等として行う場合は、当該認定農業者等の自作地も協定の対象とすることができる。

個別協定で、通常単価の交付の対象となるのは、次のとおりである。

- a 自作地を含まない協定
- b 自作地を含む協定で、実施要領の運用第7の2の(4)に定められる農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項として平成31年度までに利用権の設定等又は同一生産工程における基幹的農作業（田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の農作業）の受託面積の合計が協定農用地面積の10%又は0.5haのうちいずれかの多い方の面積以上増加する場合

(ウ) 個別協定においては、1ha以上の農用地のまとまりを求めない。

エ 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

(ア) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

(イ) 農業従事者一人当たりの所得が鹿児島県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。）が個別協定の対象とはする。

ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。

オ 集落相互間の連携

市は、対象行為の取組み、生産性・収益の向上、担い手の定着、生活環境の整備の目標、米・麦・大豆・飼料作物等の生産目標等に係る取組が円滑になされるよう、集落相互間の連携の強化を図り、定期的に情報交換が行われるよう努める。

また、市は、担い手のいない集落においても、担い手がいる集落の認定農業者等が利用権の設定等又は農作業受委託を行うことにより集落協定が円滑に締結され、農用地の適正な耕作・維持管理がなされるよう、集落の担い手の状況、担い手の意向等の把握に努めるとともに、他の担い手のいる集落等との統合及び連携に努める。

特に、高齢化等により将来に向けた農業生産活動等の体制整備が困難な限界的集落等においては、当該小規模・高齢化集落と他集落との統合・協定活動の連携等にも努める。

さらに、地域農業の状況等に応じて、農業公社、NPO法人、農作業受託を行う民間法人等の多様な主体の役割を明確化し、これら主体の集落協定の参加・連携、個別協定の締結が行われるよう努める。

カ 交付金の使用方法

交付金の使用方法については、次のとおり本市のガイドラインを定めることとしたので、各集落において、これを参考にして使用方法を定めることとする。

(ア) 集落協定の場合

a 市は、直接支払いの額を集落の代表者に対し交付する。

集落の代表者は、次のb及びcの者に対し支出する。

b 集落の共同取組の実施に次のとおり支出する。

集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点を踏まえ

ること、及び自律的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた活動に資することが望ましい。

- (a) 集落の各担当者の活動に対する経費
 - (b) 農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動に対する経費
 - (c) 水路・農道等の維持管理等集落の共同取組活動に要する経費
 - (d) 集落協定に基づき農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費
 - (e) 交付金の積立・繰越（積立計画・使途計画等を明記する。）
 - (f) 加算措置（集落連携・機能維持加算，超急傾斜農地保全管理加算）適用の為に取り組むべき活動に要する経費
 - (g) 既耕作放棄地の復旧又は林地化，限界的農用地の林地化を行うために要する経費
 - (h) その他
- c 各筆毎の耕作者に耕作面積の割合等に応じて支払う。
- （注）農作業受委託が行われている場合には，全作業受委託の場合は一括して作業受託者に，一部作業のみの場合は農用地所有者と作業受託者が話し合いにより，いずれかに交付した後，両者が話し合って按分する。

（イ）個別協定の場合

市は，交付金を，個別協定により農用地を引き受けた者に交付する。

キ 交付金の返還等

（ア）交付金の返還

a 協定違反となる場合

一部農用地について耕作放棄が生じ，集落内外の関係者（第3セクター等を含む。）でこれを引き受ける者が存在せず協定に違反した場合には，協定参加者に対し，協定農用地すべてについて協定認定年度に遡って交付金の変換を求める。

このような事態を防止するため，市や農業委員会は第3セクターや農業協同組合等が農用地を引き受けるよう，あつせん，指導等を行う。

なお，協定農用地の一部を集落協定に参加する新規就農者又は農業後継者の住宅用地に転用する場合であつて，市長が他に適切な住宅用地がないこと及び協定に定める活動等に支障がないことを判断した場合は，当該転用部分のみについて協定認定年度に遡って返還を求める。

b マスタープランに定めた取組みが行われなかった場合

中間年における評価で集落マスタープランに定めた取組みが適切に実行されておらず，改善の見込みがない場合には次年度以降の交付金の交付を行わない。

c 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が行われない場合

集落協定及び個別協定で通常単価の要件として取り組むべき事項が平成31年度までに行われなかった場合は交付金額に0.2を乗じた額を協定認定年

度に遡って返還する。なお、途中の年度で協定を変更して同事項を定めた協定に関しては当該変更年度からの返還とする。

また、中間年における評価の結果、通常単価の交付要件として取り組むべき事項が行われず、平成31年度までに行われることが困難な場合においても同様の返還措置を講ずることとする。

d 加算措置に係る事項が行われなかった場合

土地利用調整加算、法人設立加算について中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用に定められた基準が平成31年度までに達成されない場合又は中間年の評価の結果、達成が見込まれない場合及び法人設立加算の対象となる法人の設立に対し、農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）に基づく法人化支援を受けた場合においては、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

また、規模拡大加算を適用した農用地については、協定期間中に利用権の設定等又は農作業受委託契約の解除が行われた場合は当該農用地分の交付金を協定認定年度に遡って返還し、次年度以降の交付金の交付対象としない。

(イ) 不可抗力の場合の免責事由

次のような場合は不可抗力として協定認定年度に遡っての返還は求めないが、病気の回復、災害からの復旧等を除き、当該年度以降の支払いは行わない。

- a 農業者の死亡、病気、高齢等により農業生産活動等の継続が困難と認められる場合
- b 自然災害の場合
- c 土地収用法（昭和26年法律第219号）等に基づき収用もしくは使用を受けた場合又は収用適格事業（土地収用法第3条）の要請により任意に売渡もしくは使用させた場合
- d 自己施工により農道又は水路に転用した場合
- e 農地転用の許可を受けて農業用施設用地等とした場合

また、aの場合において集落協定の他の構成員が高齢化等により当該農用地を引き受けることが困難であるときは、集落の代表者は速やかに市、農業委員会等に対し、受託者、賃借者のあっせん等を申し出る。

ク 市における生産性・収益の向上、担い手の定着、集落全体としての目標

市は、将来における持続的な農業生産活動等を可能とするため、現状と5年後の生産性・収益の向上、担い手の定着及び生活環境の整備等に関する目標と、その目標の達成のために講じる施策（新規就農者の参入、オペレーター等の募集、雇用状況の改善、認定農業者の育成、担い手への農用地の利用集積の促進、生活環境の整備等）について、地域の実情を踏まえ以下のように定める。

(ア) 生産性・収益の向上に関する目標

- a 農業機械・施設の共同利用を進める。
- b 農作業の共同化を進める。

- c 農用地の連担化・交換分合等により生産性の向上を図る。
- d 高付加価値型農業の推進を図る。

(イ) 担い手の定着に関する目標

- a 新規就農者の参入を図る。
- b オペレーターの育成を図る。
- c 認定農業者の育成を図る。

(ウ) 生活環境の整備等に関する目標

- a 農道、集落排水等の生活環境の整備を図る。

ケ 実施状況の公表及び評価

市長は、中間年評価として、平成 29 年度の実施状況の確認に併せて平成 29 年度中に集落協定で規定した農業生産活動として取り組むべき事項、集落マスタープランに定められた計画が実施されているか、自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況を確認し、その結果について評価を行う。また、最終年についても、中間年評価に準じた評価を行う。

なお、市長は、当該協定の取り組みが計画どおりに実施されておらず、改善措置を行っても活動目標の達成が困難だと判断した場合には、交付金の次年度以降の停止等を行うことができる。

コ その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする。

また、イ集落協定の共通事項（エ）の b にある農業生産条件の強化に必要な工種は次のとおりとする。

対象工種

| 工 種 | 作 業 内 容 |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| ほ 場 整 備 | <区画整理> ・畦畔の造成，ほ場進入路の造成，心土破碎 客土・土壌改良材の投入 <暗渠排水> ・弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の敷設 |
| 水 路 工 | ・現場施工による用排水路の敷設 ・水路（コンクリート 2 次製品）の設置 ・取水，分水施設の設置 ・ポンプ場の新設・更新 ・ため池の新設・改修 |
| 道 路 工 | ・農道の新設，拡幅 ・農道の敷砂利舗装，コンクリート舗装 |
| 鳥獣害防止施設 | ・防護柵等の設置 |